

諮問番号：令和5年度諮問第7号

答申番号：令和5年度答申第9号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成11年4月23日、神戸市 [] [] を住居として処分庁である神戸市 [] 福祉事務所長(以下「処分庁」という。)に対し、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)による保護の開始の申請を行ったところ、処分庁は、同年5月11日付け保護開始決定通知書(以下「本件決定通知書」という。)により保護開始決定処分をした。
- 2 処分庁は、平成25年6月10日、審査請求人に対し、「生活保護制度に関する確認について」と題する文書(以下「確認書」という。)に基づき、収入がある場合は法第61条に基づき届出をしなければならない旨を説明し、審査請求人は確認書に署名した。
- 3 処分庁は、審査請求人と審査請求人の前妻(以下単に「前妻」という。)が令和3年4月5日に離婚し世帯分離となったため、同年6月に法第29条に基づく調査を実施し、平成29年3月13日から令和3年4月28日までの間に、審査請求人及び前妻名義の預金口座(以下「本件預金口座」という。)に未申告の入金が複数あることを確認した。
- 4 処分庁は、令和3年10月14日、審査請求人に対し、本件預金口座の未

申告入金の内容を確認し、前妻に入金の使途や理由を確認した上で徴収決定をする旨を説明した。

5 処分庁は、令和3年11月11日、前妻に対し、架電し、本件預金口座の未申告入金の内容を聴取した。

6 処分庁は、上記5の聴取において、審査請求人及び前妻の申出から、本件預金口座の未申告入金の内容が、①審査請求人の長女の夫からの借金、②審査請求人の妹からの借金、③審査請求人の友人に対する貸付に対する弁済金、④個人からの借金、⑤国税還付金であることを確認した。

7 処分庁は、令和5年3月9日、同日付け神[]シ第[]号生活保護費徴収通知書により、被保護者である審査請求人に対し、未申告の借入金等の収入があったとして、法第78条に基づき、平成30年4月1日から令和3年4月30日まで実施した保護の費用のうち、2,363,100円を徴収する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

8 審査請求人は、令和5年4月12日、本件処分を取り消す、との裁決を求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

お金を借りたのは結婚式、塾代、親戚の冠婚葬祭です。返済は、たばこをやめ、お酒をやめ、あと食事を節約し、子供には無理をさせて返済しました。決して収入ではありません。現在も保護費から5,000円、処分庁から引かれています。決して収入ではありません。

2 審査庁の見解

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 法の解釈について

ア 法第78条の規範的意味について

(ア) 法第78条第1項の「不実の申請その他不正の手段」とは、積極的な虚偽の申告をする場合に限らず、消極的に本来申告すべき事実を申告しないことも含まれると解するべきである。

(イ) 法第78条第1項を受けて、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「本件取扱通知」という。）においては、法第78条第1項に該当するものとして、「①保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき、②届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき、③届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき、④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」であるとされている。

イ 借入金が「収入」であるか否かについて

(ア) 法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない。したがって、法第4条第1項にいう「そ

の利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。

そして、法は、上記「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定を付しておらず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定の対象とすべきである。

(イ) 法第4条第1項及び第8条第1項を受けて、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。)の第8「収入認定」、3「認定指針」における(3)においては、「次に掲げるものは、収入として認定しないこと。」とし、その「ウ」では、「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」と定めており、借入金は、一定の限定的な例外を除き、原則として、「収入」として取り扱うこととされている。

(ウ) また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)の第8「収入認定の取扱い」、2「収入として認定しないものの取扱い」における(3)においては、「貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれか〔下記アないしオ〕に該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているも

のに限ること。」と定めており、ここでも、借入金は、一定の限定的な例外を除き、原則として、「収入」として取り扱うこととされている。

記

「ア 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

イ 次のいずれかに該当する就学資金

(ア) 高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額

(イ) 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の就労や早期の保護脱却に資する経費にあてられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに必要な最小限度の額

(ウ) 大学等への就学のため、第1の5による世帯分離又は、大学等への就学にあたり居住を別にすることが見込まれる世帯について、大学等への就学後に要する費用にあてるための貸付資金

ウ 医療費又は介護等費貸付資金

エ 結婚資金

オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲げるもの

(ア) 住宅資金又は転宅資金

(イ) 老人若しくは身体障害者等が、機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具又は災害により損害を受けた者が、当該災害により生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する家具什器を購入するための貸

付資金

(ウ) 配電設備又は給排水設備のための貸付資金

(エ) 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金

(オ) 日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金

(カ) 厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還のための貸付資金」

(2) 上記(1)の解釈を前提に、本件について判断する。

ア 法第10条本文は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。」と定めているところ、処分庁は、審査請求人の申請に基づき、審査請求人に対し、本件決定通知書により保護開始決定処分を行っている。そして、令和3年4月5日までの間、この「世帯」は、少なくとも、審査請求人及びその前妻で構成されていた。なお、同日、審査請求人と前妻は、世帯分離となった。

イ そして、処分庁は、平成25年6月10日、審査請求人に対し、確認書に基づき、「収入」がある場合は法第61条に基づき届出をしなければならない旨を説明し、審査請求人はそれに署名押印をしている。

ウ 本件預金口座には、以下のとおり、一定の金員の入金が認められる。

(ア) 審査請求人名義の 銀行・ 支店・普通預金・口座番号 の預金口座には、下記内容の入金が認められる。

記

a 年月日 平成30年4月25日

入金額 30万円

送金者

b 年月日 平成30年5月21日

入金額 30万円

送金者

c 年月日 平成30年7月3日

入金額 130万円

送金者

d 年月日 令和2年1月30日

入金額 2万円

送金者

(イ) 前妻名義の 銀行・通常貯金・記号 ・番号

の貯金口座には、下記内容の入金が認められる。

記

a 年月日 平成31年3月18日

入金額 2万円

送金者

b 年月日 令和3年1月16日

入金額 10万円

送金者

c 年月日 令和3年3月17日

入金額 3,000円

送金者

d 年月日 令和3年3月29日

入金額 4,000円

送金者

e 年月日 令和3年4月28日

入金額 2,000円

送金者

(ウ) 前妻名義の 銀行・ 支店・普通預金・口座番号

の預金口座には、下記内容の入金が認められる。

記

a 年月日 令和2年12月15日

入金額 3万円

送金者

b 年月日 令和2年12月17日

入金額 5万円

送金者

c 年月日 令和3年1月6日

入金額 4万5,000円

送金者

d 年月日 令和3年2月3日

入金額 3万円

送金者

e 年月日 令和3年2月12日

入金額 2万9,100円

送金者

f 年月日 令和3年3月4日

入金額 8万円

送金者

g 年月日 令和3年3月17日

入金額 4万円

送金者

h 年月日 令和3年4月16日

入金額 1万円

送金者

エ 審査請求人及び前妻は、上記ウの各入金について、下記のとおり、説明している。

記

(ア) 「」

(民間事業者からの)借入金である。

(イ) 「」

友人からの(貸付金の)返済である。

(ウ) 「」

前妻の妹からの借入金である。

(エ) 「」

(民間事業者からの)借入金である。

(オ) 「」

国税還付金である。

(カ) 「」

長女の夫からの借入金である。

オ 以上のうち、「」分(貸付金の返済分)、及び「
」分(国税還付金分)が「収入」として認定されることには特段問題がない。

「」分(民間事業者からの借入金分)、「」分(友人からの借入金分)、「
」分(民間事業者からの借入金分)、及び「
」分(長女の夫からの借入金分)について検討すると、局長通知の第8の2(3)のイ(ア)又はエに該当する可能性は否定できない。しかしながら、審査請求人は、「貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認」を得ているわけではない。また、誰の学習塾代について、いつのどの借入金か、誰の結婚準備のための資金について、いつのどの借入金か等について、審査請求人により個別具体的な主張があるわけではなく、それを裏付ける資料の提出もない。そうである以上、「現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されている」か否かも明らかで

はない。したがって、上記各借入金は全て「収入」と認定されるべきものである。

審査請求人は、「結婚式、塾代、親戚の冠婚葬祭です。返済は、たばこをやめ、お酒をやめ、あと食事を節約し、子供には無理をさせて返済しました。決して収入ではありません。現在も保護費から5,000円、処分庁から引かれています。決して収入ではありません。」と主張する。しかしながら、前述のとおり、借入金は、一定の限定的な例外を除き、原則として、「収入」として取り扱うこととされているし、事務次官通知及び局長通知等に照らしても、本件においては例外事由に該当しないものである。

カ 上記ウの入金は、全て「収入」であるにもかかわらず、審査請求人は、平成30年4月25日以降に処分庁に提出した各収入申告書において、いずれの収入についても、申告していない。これは、上記(1)ア(イ)の「当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」であるから、法第78条第1項の「不実の申請その他不正の手段」に該当するとみるほかない。

キ したがって、本件においては、法第78条第1項に該当する事由が存するものであるから、処分庁による本件処分は適法かつ適切である。

(3) 結論

したがって、本件審査請求は、理由がないと考えられるため、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

令和5年10月23日 第1回審議

令和5年11月22日 第2回審議

令和5年12月21日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 法の解釈について

(1) 法第78条第1項の解釈

法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」とは、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」(平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)によれば、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれると解されている。

さらに、本件取扱通知では、課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したときが、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」に該当するとしている。

(2) 法第61条により届出の義務を負う「収入」

ア 審査請求人は、保護の開始決定がなされた平成11年5月11日から世帯分離のあった令和3年4月5日までの間、前妻を世帯員としていたところ、世帯を構成する全員について、「収入」を含む法第61条所定の事項について届出義務を負うこととなる。

イ 法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない。したがって、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。

そして、法は、上記「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定を付してお

らず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定の対象とすべきである。

ウ 借入金は、被保護世帯の自立更生のために当てられるものであって、かつ、貸付けを受ける前に保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に則し使用されている限定的な例外を除き、原則として法第61条により届出の義務を負う「収入」として取り扱うべきものと解される。理由については、第4-2(1)イ(イ)及び(ウ)記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

2 法第78条第1項を適用したことの当否

審査請求人は、第4-2(2)ウ記載の入金について、「結婚式、塾代、親戚の冠婚葬祭」に係るものであることから「収入」ではないと主張する。しかし、第4-2(2)ウ記載の入金は、処分庁に対して届出をしなければならない収入であり、審査請求人が平成30年4月25日以降に処分庁に提出した各収入申告書において、いずれの収入についても、申告していないことからすると、「当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当するから、当審査会としても、本件処分が違法又は不当とはいえず、審査請求人の主張に理由はない、と判断した。理由については、第4-2(2)記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治